

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策） 都道府県事業実施方針

都道府県名 沖縄県

策定：令和 5 年 6 月 15 日

I 収益性向上対策

1 目的

農業生産基盤強化プログラム及び「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹・花き等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組等を支援するとともに、需要に対応する生産量増加対策を展開することにより、農業の競争力の強化を図る必要がある。

このため、本県の農業について、

- ① 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画及び実施計画
- ② 新・沖縄 21 世紀農林水産業振興計画
- ③ 沖縄県農業振興地域整備基本方針
- ④ 農業基盤の強化の促進に関する基本方針
- ⑤ 人・農地プラン
- ⑥ 沖縄県水田収益力強化ビジョン
- ⑦ 沖縄県果樹農業振興計画

と整合させつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の生産体制の強化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
水稻	<ul style="list-style-type: none">○ 生産コスト10%以上の削減<ul style="list-style-type: none">・ 中心的経営体の機械作業の集約化を推進○ 集出荷コスト10%以上の削減<ul style="list-style-type: none">・ 穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編合理化を推進（機能強化）○ 販売額又は所得額の10%以上の増加○ 労働生産性の10%以上の向上<ul style="list-style-type: none">・ 農業労働力不足を補うため、機械・設備の導入による効率化・省力化を推進

工芸作物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 ○ 生産コスト10%以上削減 ○ 集出荷コスト10%以上削減 <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷施設の再編合理化を推進（機能強化） ○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・農業及び砂糖製造業等における労働力不足を補うため、機械・設備の導入による効率化・省力化を推進
葉たばこ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 ○ 生産コスト10%以上削減 ○ 集出荷コスト10%以上削減 <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷施設の再編合理化を推進（機能強化） ○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・農業労働力不足を補うため、機械・設備の導入による効率化・省力化を推進
かんしょ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 ○ 生産コスト10%以上削減 ○ 集出荷コスト10%以上削減 <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷施設の再編合理化を推進（機能強化） ○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・農業労働力不足を補うため、機械・設備の導入による効率化・省力化を推進
野菜	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・気象変動に対応したハウスや病害虫等防除対策のための防除機器等の導入により収益性の高い施設野菜産地の形成を推進 ・ベタ掛けやトンネル栽培など低コスト型の簡易被覆資材の導入による安定生産及び品質向上 ・既存施設の高度利用（気象変動及び病害虫・鳥獣害に対応）による生産力の向上 ・適期灌水による収量増 ・土づくり及び肥培管理技術の向上による収益力の向上 ・土壌消毒、病害虫対策による生産力の向上 ・新規品目・品種の導入による収益力の向上 ・新技術、環境制御技術等の導入による収益力の向上 ○ 生産コスト10%以上削減 <ul style="list-style-type: none"> ・白熱球代替物（LED電球等）の活用による生産コストの削減 ・植付機、防除機、収穫機等作業省力化機械の導入による生産コストの削減 ・生物農薬を活用した総合的病害虫管理による生産コストの削減 ・ベタ掛けやトンネル栽培など低コスト型の簡易被覆資材の導入により生産コストを削減 ・優良種苗の共同管理によるコストの削減

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集出荷コスト10%以上削減 <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷施設の再編合理化を推進（機能強化） ・選果選別機械等の導入による調製機能の強化により収益性の高い共同集出荷体制を形成 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・農業労働力不足を補うため、機械・設備の導入による効率化・省力化を推進
花き	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・気象変動に対応したハウスや病害虫等防除対策のための防除機器等の導入により収益性の高い施設花卉産地の形成を推進 ・既存施設の高度利用（気象変動及び病害虫に対応）による生産力の向上 ・適期灌水による収量増 ・土壌づくり及び肥培管理技術の向上による収益力の向上 ・土壌消毒、病害虫対策による生産力の向上 ・新規品目・品種の導入による収益力の向上 ・新技術、環境制御技術等の導入による収益力の向上 ○ 生産コスト10%以上削減 <ul style="list-style-type: none"> ・白熱球代替物（LED電球等）の活用による生産コストの削減 ・植付機、防除機等作業省力化機械の導入による生産コストの削減 ・生物農薬を活用した総合的病害虫管理による生産コストの削減 ・優良種苗の共同管理によるコストの削減 ○ 集出荷コスト10%以上削減 <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷施設の再編合理化を推進（機能強化） ・選別機械や冷蔵庫の導入によるコールドチェーン等調製機能の強化により収益性の高い共同集出荷体制を形成 ○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・農業労働力不足を補うため、機械・設備の導入による効率化・省力化を推進
果樹 (パインアップル、柑橘、 熱帯果樹)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・本県において競争力のある品種について、樹園地等の若返りのため、植え替え（同一品種の改植）を推進（対象品種：別紙1参照） ・高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組を推進 ○ 生産コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・白熱球代替物（LED電球等）の活用による生産コストの削減 ・省力化機械の導入により果樹栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進 ・農産物処理加工施設等の共同利用施設の高度化を推進 ○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・農業労働力不足を補うため、機械・設備の導入による効率化・省力化を推進

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係機関（農林水産部関係各課、農業改良普及センター等）及び市町村と連携し、推進・指導に当たるものとする。

(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である県（農業改良普及センター等）又は市町村に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。

また、県は、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会等の管内の関係者（県、市町村、農業者団体等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件

(注) 整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
水稻	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け、4農産第3506号 農林水産事務次官依命通知）（以下「交付等要綱」という。）の別記2の別紙1のI基金事業の1生産支援事業の要件等を満たす取組を事業対象とする。特に、別記2の別紙1のI基金事業の1生産支援事業の（4）のウ助成対象としない取組に留意すること。なお、生産資材は複数年使用するものに限る。 ○ 補助対象機械及び資材：別紙
工芸作物	
葉たばこ	
かんしょ	
野菜	
花き	
果樹	

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
水稻	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 交付等要綱の別記2の別紙1のI基金事業の2効果増進事業の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で生産コスト削減又は販売額向上の取組を実施することを前提としたものに限る。 ○ 補助対象機械：別紙
工芸作物	
かんしょ	
野菜	
花き	
果樹	

(2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>1 計画申請時</p> <p>(1) 整備事業</p> <p>①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規程、⑥前年度の青色申告書（農業者の場合）など</p> <p>(2) 生産支援事業及び効果増進事業</p> <p>申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積書、カタログ、改植実施園の位置図（改植の場合）、ハウス資材等設置農地の所有権又は賃借権が確認できるものなど</p> <p>2 請求時</p> <p>(1) 整備事業</p> <p>・出来高設計書 など</p> <p>(2) 生産支援事業及び効果増進事業</p> <p>・リース導入に係る入札関係書類、発注書、リース契約書、借受証、納品、領収書（支払済みの場合）など</p>
--

6 取組主体助成金の交付方法

原則として、県から地域協議会及び市町村を通して各取組主体へ助成金を交付するものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

《取組主体に対して、事業実施前に周知すべき重要事項を作成し地域協議会等を通じて取組主体に周知》

- 契約に当たっての条件
施設整備や農業機械等の導入およびリース、生産資材の購入に当たっては、事前に見積を確認し予定価格を設定するとともに、一般競争入札の実施又は複数の業者より見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図ることとする。
- 助成金の返納
取組主体または共同申請者が、助成金を受けた後に実施要綱等に定める要件を満たさないことが判明した場合には、当該助成金の全部又は一部を速やかに返納しなければならない。
- 助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納
助成金を受けた事業者が、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、助成対象経費に含まれる消費税額等のうち課税仕入れに係る消費税額等として控除できる金額が確定した場合には、これに係る助成金相当額を速やかに返納すること。
- 財産の管理等
取組主体は、本事業により整備した施設を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に則して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。
- 財産処分の制限
処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ県知事の承認を受けなければならない。
- 取組主体事業実施状況報告
取組主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業の実施状況報告を作成し、翌年度の6月末日までに地域協議会長等に報告すること。
また、地域協議会長等は、取組主体から実施状況報告を受けた場合は、内容について点検の上、産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告を作成し、報告が提出された年度の7月末日までに県知事に報告すること。点検の結果、事業計画に定められた成果目標の達成が遅れていると判断した場合等は、当該取組主体に対して適切な処置を講ずること。
- 取組主体事業計画の評価
取組主体は、取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、地域協議会長等に報告すること。また、地域協議会長は、取組主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況を自ら評価し、その結果を当該年度の7月末日までに、県知事に報告するとともに、必要に応じ評価結果を踏まえ、取組主体を指導すること。

8 その他

別紙

(4 取組要件、②生産支援事業関係)

1. 農業用機械

※成果目標の達成に必要な機械等とする。

※設置工事費は対象外とする。

・ 水稲

- ① 乗用型トラクター
- ② 乗用型田植機
- ③ 水田用の乗用型多目的作業機
- ④ コンバイン
- ⑤ トラクター搭載式若しくはトラクターけん引式の防除用動力散布機又は乗用型防除用動力散布機
- ⑥ その他省力・低コスト化、土壌改良および機械化一貫体系に必要な機械・アタッチメント

・ 工芸作物

- ① 乗用型トラクター
- ② プラウ
- ③ ロータリー
- ④ サブソイラ（プラソイラ）、ハーフソイラ
- ⑤ プランター
- ⑥ ロータリーカルチ
- ⑦ トラクター搭載式若しくはトラクターけん引式の防除用動力散布機又は乗用型防除用動力散布機
- ⑧ ケーンハーベスター、刈倒機
- ⑨ 株出管理機
- ⑩ 灌水用ポンプ
- ⑪ その他省力・低コスト化、土壌改良および機械化一貫体系に必要な機械・アタッチメント

・ 葉たばこ

- ① 乗用型トラクター
- ② プラウ
- ③ ロータリー
- ④ サブソイラ（プラソイラ）
- ⑤ ロータリーカルチ
- ⑥ マニュアルフォーク
- ⑦ バケット
- ⑧ マルチャー
- ⑨ 堆肥散布器
- ⑩ 動力噴霧器

- ⑪ トラクター搭載式若しくはトラクターけん引式の防除用動力散布機又は乗用型防除用動力散布機
- ⑫ 専用の作業機械（AP-1、アタッチメント）
- ⑬ 乾燥機および乾燥機付属設備
- ⑭ 灌水用ポンプ
- ⑮ その他省力・低コスト化、土壌改良および機械化一貫体系に必要な機械・アタッチメント

・かんしょ、野菜

- ① 乗用型トラクター
- ② プラウ
- ③ ロータリー
- ④ 専用の作業機械
- ⑤ トラクター搭載式若しくはトラクターけん引式の防除用動力散布機又は乗用型防除用動力散布機
- ⑥ いも類用の乗用型収穫機
- ⑦ つる刈り機
- ⑧ 野菜接ぎ木ロボット
- ⑨ 野菜用の乗用型全自動移植機
- ⑩ 野菜用の乗用型多目的作業機
- ⑪ 電照設備及びLED照明器具
- ⑫ その他省力・低コスト化、土壌改良および機械化一貫体系に必要な機械・アタッチメント

・花き

- ① 電照設備及びLED照明器具
- ② トラクター
- ③ プラウ
- ④ ロータリー
- ⑤ 選別機
- ⑥ 循環扇
- ⑦ ヒートポンプ
- ⑧ 花束結束機
- ⑨ 冷蔵庫（プレハブや業務用の備え付け専用のもの）
- ⑩ 動力噴霧機
- ⑪ 堆肥散布機
- ⑫ 専用の作業機械
- ⑬ その他省力・低コスト化、土壌改良および機械化一貫体系に必要な機械・アタッチメント

・果樹

- ① 電照設備及びLED照明器具
- ② トラクター
- ③ プラウ

- ④ ロータリー
- ⑤ プランター
- ⑥ プラソイラー
- ⑦ サブソイラー
- ⑧ 溝掘機
- ⑨ マルチャー
- ⑩ トラクター搭載式若しくはトラクターけん引式の防除用動力散布機又は乗用型若しくは自走型防除用動力散布機
- ⑪ 冷蔵庫（プレハブや業務用の備え付け専用のもの）
- ⑫ 塩害対策用灌水散布機
- ⑬ 循環扇・強制換気装置（センサー、制御盤含む）
- ⑭ 自動開閉装置（センサー、制御盤含む）
- ⑮ 加温機（ボイラー、ヒートポンプ等）
- ⑯ 糖度センサー
- ⑰ 専用の作業機械
- ⑱ その他省力・低コスト化、土壌改良および機械化一貫体系に必要な機械・アタッチメント

2. 生産資材

※成果目標の達成に必要な資材等とする。

・水稲

- ① 育苗用資材
- ② 畦はん被覆資材
- ③ その他省力・低コスト化、土壌改良に必要な資材

・工芸作物

- ① 灌水資材
- ② 農薬散布機材
- ③ その他省力・低コスト化、土壌改良に必要な資材

・かんしょ、野菜

- ① 自力施工を前提とした、ハウス資材（パイプ、鉄骨等）、被覆資材（ビニール、防虫ネット等）及びカーテン遮光資材
- ② トンネル栽培用被覆資材（支柱含む）
- ③ ベタ掛け栽培用被覆資材（支柱含む）
- ④ 灌水資材
- ⑤ マルチング資材
- ⑥ 農薬散布機材
- ⑦ 防風・防潮垣資材
- ⑧ 高温対策資材
- ⑨ その他省力・低コスト化、土壌改良に必要な資材

・花き

- ① 自力施工を前提とした、ハウス・平張施設資材（パイプ、鉄骨等）、被覆資材（ビニール、防虫ネット等）及びカーテン遮光資材
- ② 培地用資材
- ③ 灌水資材
- ④ マルチング資材
- ⑤ 農薬散布機材
- ⑥ 防風・防潮垣資材（支柱含む）
- ⑦ ベタ掛け栽培用被覆資材（支柱含む）
- ⑧ 高温対策資材
- ⑨ その他省力・低コスト化、土壌改良に必要な資材

・果樹

- ① 日焼け防止ネット資材（アンカー含む）
- ② 鳥獣害防止ネット資材
- ③ 自力施工を前提とした、ハウス資材（パイプ、鉄骨等）、被覆資材（ビニール、防虫ネット等）及びカーテン遮光資材
- ④ 灌水資材
- ⑤ 液肥システム資材
- ⑥ マルチング資材
- ⑦ 農薬散布機材
- ⑧ 防風・防潮垣資材（支柱含む）
- ⑨ ハウス温度制御対策資材（機械を除く）
- ⑩ 排水性向上資材（暗きよ・明きよ資材）
- ⑪ 防根シート
- ⑫ その他省力・低コスト化、土壌改良に必要な資材